

2024年4月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条  
並びに会社法第801条第3項第2号に定める書面)

大阪府中央区道修町四丁目1番1号  
武田薬品工業株式会社  
代表取締役社長 CEO クリストフ ウェバー

大阪府淀川区十三本町二丁目17番85号  
武田薬品工業株式会社大阪工場内  
武田技研サービス株式会社  
代表取締役社長 井筒 大介

武田技研サービス株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び武田薬品工業株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2024年1月15日付けで締結した「吸収分割契約書」（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、分割会社が承継会社に対し、分割会社が営む承継会社及び関係会社に対する試験分析、物流管理その他のGMP（Good Manufacturing Practice：医薬品の製造管理及び品質管理の基準）に基づく医薬品製造サポートのオペレーション業務に係る事業に関して有する権利義務を承継させる旨の吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

なお、本吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割であり、承継会社においては同法第796条第2項に規定する簡易吸収分割です。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は、下記の通りです。

### 1. 吸収分割が効力を生じた日

2024年4月1日

### 2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求をした株主はありませんでした。

3. 分割会社における会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

- (1) 分割会社の唯一の株主である承継会社は、会社法第 784 条第 1 項に規定する分割会社の特別支配会社に該当するため、同法第 785 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、同法第 785 条に基づく手続の適用はございません。
- (2) 分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、同法第 787 条の規定に基づく手続の適用はございません。
- (3) 分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2024 年 2 月 22 日付けで官報及び電子公告による公告を行いました。同条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、同法第 796 条の 2 但書により、同条に基づく手続の適用はございません。
- (2) 本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、同法第 797 条に基づく手続の適用はございません。
- (3) 承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2024 年 2 月 22 日付けで官報公告及び電子公告を行いました。同条第 1 項の規定により異議を述べた債権者はありませんでした。

5. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2024 年 4 月 1 日をもって、本吸収分割契約に基づき、分割会社から、同社が営む承継会社及び関係会社に対する試験分析、物流管理その他の GMP (Good Manufacturing Practice: 医薬品の製造管理及び品質管理の基準) に基づく医薬品製造サポートのオペレーション業務に係る事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

6. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2024 年 4 月 2 日に行う予定です。

7. その他本吸収分割に関する重要な事項

本吸収分割は、承継会社とその完全子会社である分割会社との吸収分割であるため、本吸収分割契約に定める通り、承継会社は分割会社に対し承継の対価を交付しておりません。上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項はありません。

以 上